

第2期

神川町子ども・子育て支援事業計画

～安心して子どもを産み育て、地域みんなで子育てを支えるまち～

(案)

令和 年 月

神川町

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 町の子ども・家庭の現状	7
1 家庭と地域の現状	7
2 子育て支援の現状	13
3 「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」結果	15
4 次世代育成支援対策行動計画の事業評価	24
5 データ／調査結果のまとめ	25
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針	29
2 基本理念	30
3 基本目標	31
第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策	35
1 教育・保育提供区域の設定	35
2 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	36
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	40
第5章 子ども・子育て支援施策の展開	53
基本目標1 ゆとりと生きがいをもって子育てができる	53
基本目標2 安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに成長できる	60
基本目標3 すべての児童が健やかに成長できる	63
基本目標4 青少年がたくましく育ち、人への思いやりをはぐくむ	66
基本目標5 子どもが安全に暮らせる環境がある	69

第6章 計画の推進に向けて73

- 1 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保73
- 2 関係機関等との連携.....73
- 3 計画の進捗・評価.....74

資料編77

- 1 神川町子ども・子育て会議設置要綱77
- 2 神川町子ども・子育て会議開催経過79
- 3 神川町子ども・子育て会議委員名簿.....80

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国は出生数の減少が続いています。このような少子化や社会構造や規範の変化等もあり、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化し続けており、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化・多様化しています。

国では、平成15年に制定した「次世代育成支援対策推進法」を令和7年まで法律の有効期限を延長させています。また、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法を整備し、子ども・子育て支援施策を進めています。

その後、平成29年に「子育て安心プラン」を策定し、待機児童の解消や女性就業率の改善、保育の受け皿の拡大等の6つの支援パッケージを示し、平成30年には「新・放課後子ども総合プラン」を策定、令和元年10月には幼児教育・保育の無償化の実施、令和元年11月には新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の閣議決定等、総合的な子育て支援を推進しています。

神川町（以下、「本町」といいます。）では、平成21年度に「神川町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を、平成26年度に「神川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本町における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりを進めてきました。

この度、「神川町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することから、「第2期神川町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、本町における子ども・子育て支援施策の推進を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、「神川町総合計画」を最上位計画とし、「かみかわ ちよっくら健康21計画」や「神川町障害者計画・神川町障害福祉計画（障害児福祉計画）」、「神川町男女共同参画プラン」などの計画との整合を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める5年間とし、令和2年度から令和6年度とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。

4 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条に規定する神川町子ども・子育て会議における審議、保護者などへのニーズ調査などにより子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

(1) 神川町子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条に基づく機関。保護者、子ども・子育て支援事業者などで構成しています。

(2) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を実施しました。(15 ページ参照)

(3) パブリック・コメント制度による意見公募

公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、意見を収集しました。

第 2 章

町の子ども・家庭の現状

第2章 町の子ども・家庭の現状

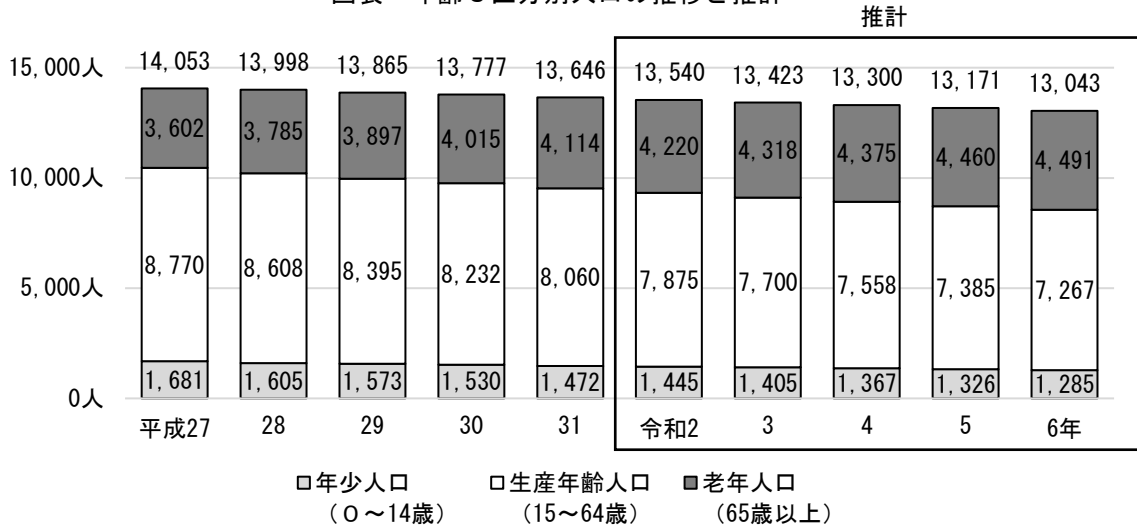
1 家庭と地域の現状

(1) 人口の推移と推計

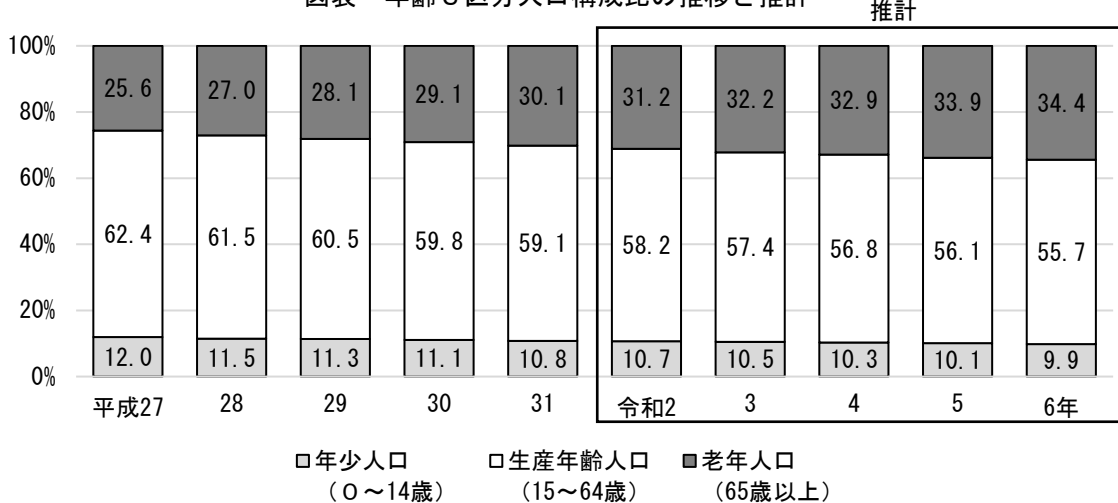
本町の総人口をみると、平成31年は13,646人となっており、平成27年から407人の減少となっています。また、コーホート変化率法を用いた推計によると令和2年以降も人口減少が続くと推計されています。

年齢3区分人口構成比をみると、老年人口の割合が増加している一方、生産年齢人口と年少人口の割合は減少が続いています。令和2年以降も同様の傾向が続くと推計されています。

図表 年齢3区分別人口の推移と推計



図表 年齢3区分人口構成比の推移と推計



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない年があります。

資料：神川町「住民基本台帳（各年4月1日現在）」
令和2年以降はコーホート変化率法による推計

(2) 世帯数の推移

本町の世帯別の状況では、一般世帯数は増加しており、平成27年では5,015世帯となっています。世帯の種類別で見ると核家族世帯が親族世帯に占める割合は増加しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

また、18歳未満親族がいる母子・父子世帯数、及びその構成比ともに増加しています。

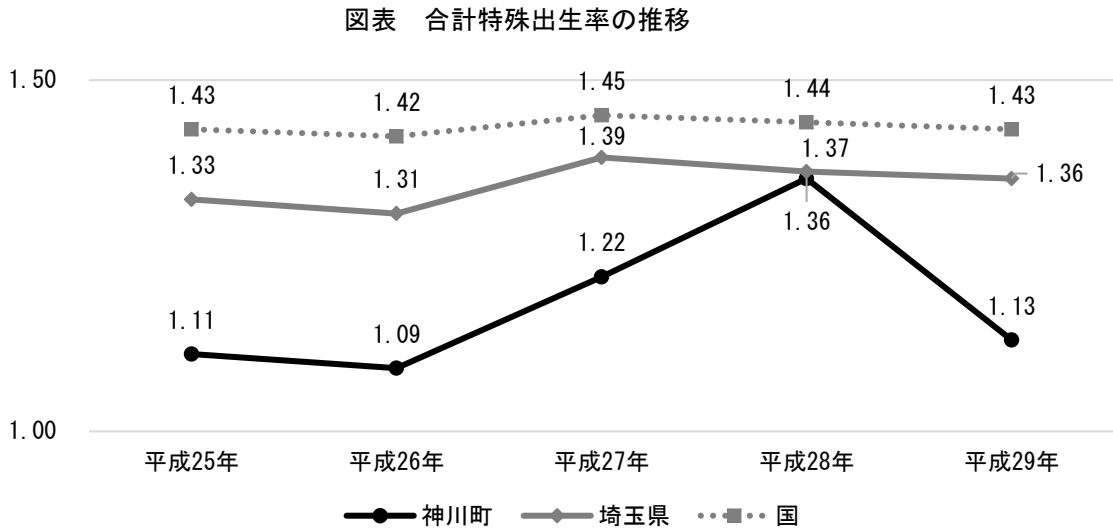
図表 世帯数の推移（世帯）

	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	4,816	4,987	5,005
親族世帯数	3,928	3,857	3,674
核家族世帯数	2,880	2,992	2,985
親族世帯に占める割合	73.3%	77.6%	81.2%
その他の親族世帯数	1,048	865	689
親族世帯に占める割合	26.7%	22.4%	18.8%
非親族世帯数	15	53	37
単独世帯数	873	1,077	1,294
(再掲) 母子世帯数	65	83	60
親族世帯に占める割合	1.7%	2.2%	1.6%
18歳未満親族がいる母子世帯	59	73	54
親族世帯に占める割合	1.5%	1.9%	1.5%
(再掲) 父子世帯数	15	22	11
親族世帯に占める割合	0.4%	0.6%	0.3%
18歳未満親族がいる父子世帯	14	19	8
親族世帯に占める割合	0.4%	0.5%	0.2%

資料：国勢調査

(3) 合計特殊出生率の推移

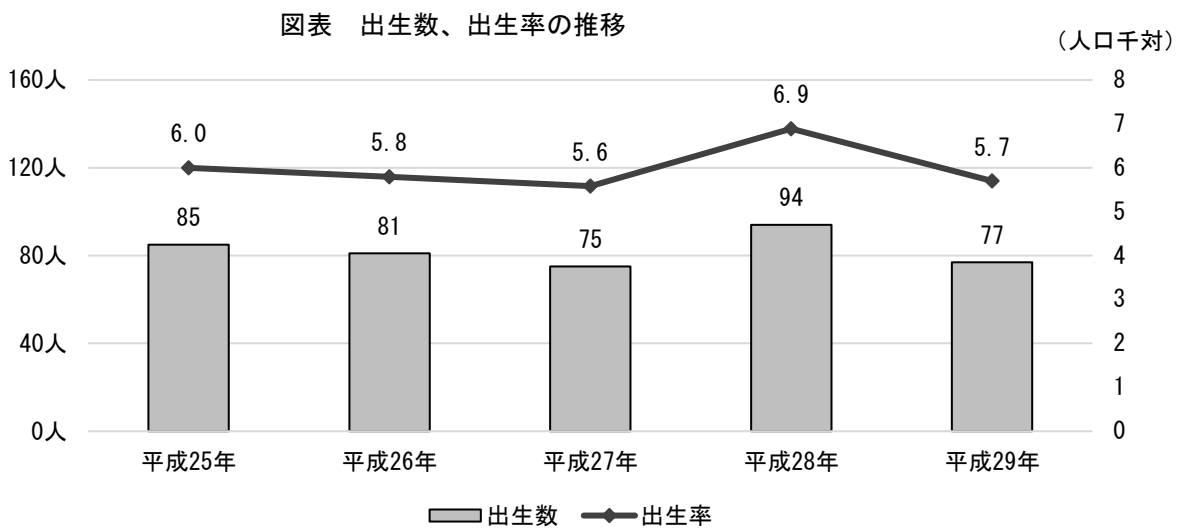
本町の合計特殊出生率は、平成25年以降国や埼玉県を下回っており、平成29年には1.13となっています。



資料：埼玉県保健統計年報

(4) 出生数・出生率の推移

本町の出生数・出生率は、増加している年もありますが、全体としては減少傾向となっており、平成29年では77人、5.7となっています。

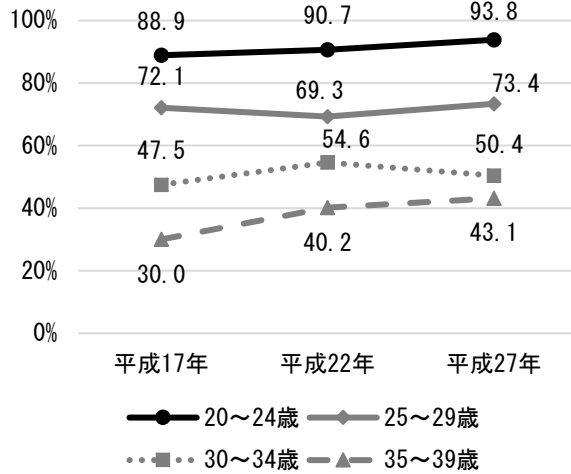


資料：埼玉県保健統計年報

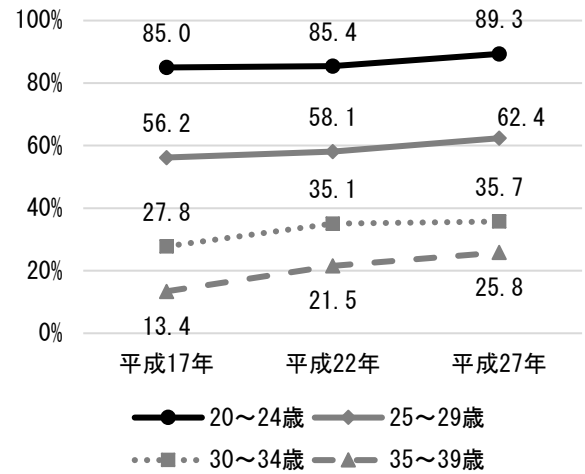
(5) 未婚率の推移

本町の未婚率では、男女ともに上昇傾向にあることがうかがえ、特に男女ともに「35～39歳」の未婚率の上昇が顕著となっています。また、男性の「30～34歳」ではやや改善傾向がみられています。

図表 男性の未婚率の推移



図表 女性の未婚率の推移

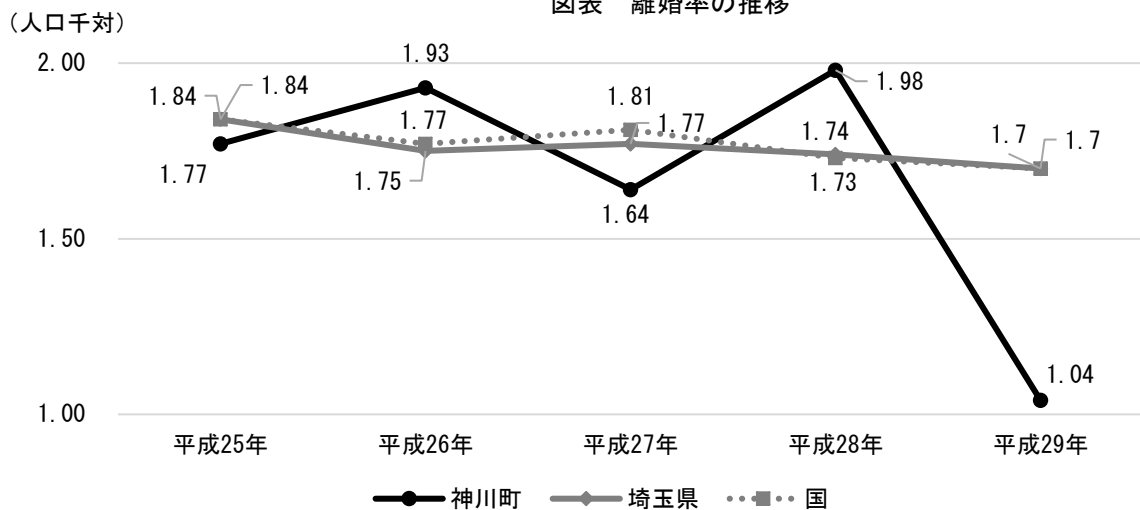


資料：国勢調査

(6) 離婚率の推移

町の離婚率は、国と県と比べ、高くなったり低くなったりを繰り返しています。平成29年では、1.04と過去5年間で最も低くなっています。

図表 離婚率の推移

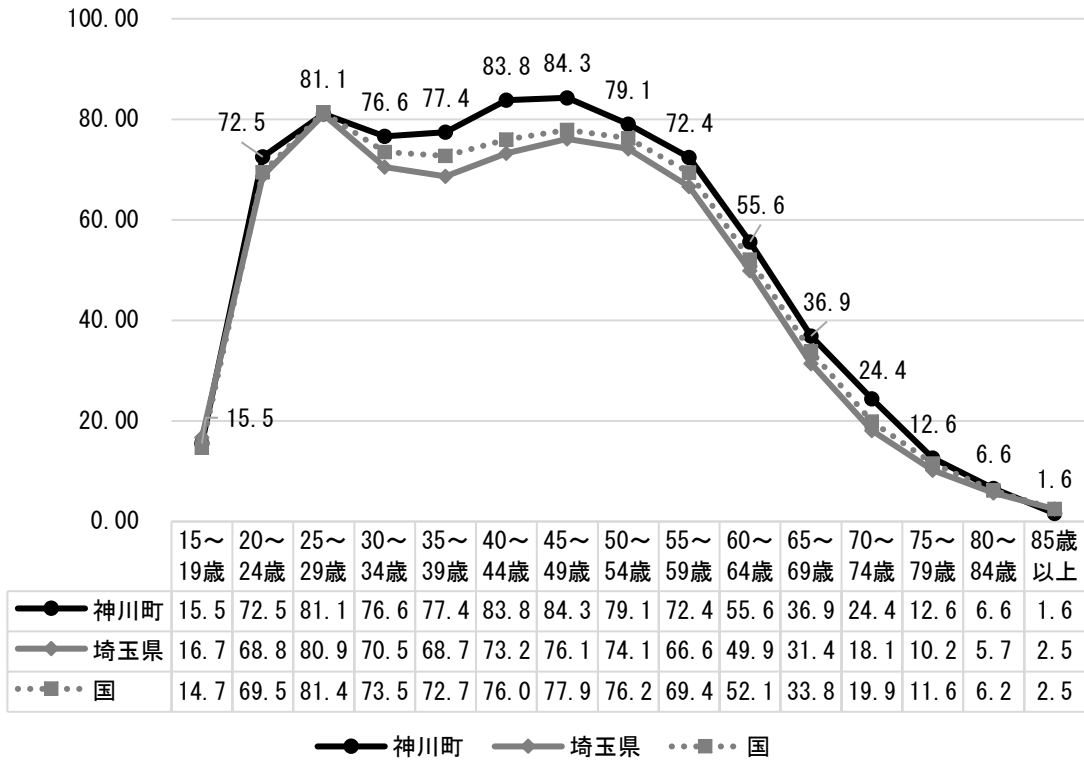


資料：埼玉県保健統計年報

(7) 女性の年齢別労働力率

平成27年の女性の年齢別労働力率をみると、25歳から40歳までの間でM字カーブがみられていますが、20～84歳までのほとんどで県や国よりも割合が高くなっています。

図表 女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

(8) 児童数の推移と推計

児童数は減少が続き、令和5年には1,000人を割り、令和6年には958人と推計されています。

図表 児童数の推移と推計（人）

推計

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
0歳	75	80	92	82	54	70	67	66	64	62
1歳	105	78	85	86	83	54	69	66	65	63
2歳	99	106	78	88	86	85	55	71	68	67
3歳	106	95	101	85	85	87	86	56	72	69
4歳	116	103	100	98	89	87	89	88	58	75
5歳	104	115	100	101	98	89	87	89	88	58
6歳	110	102	108	100	102	97	88	86	88	87
7歳	116	110	104	109	101	103	98	89	87	89
8歳	111	112	109	106	110	102	104	99	90	88
9歳	113	111	112	109	108	111	103	105	100	91
10歳	109	113	114	112	112	110	113	105	107	102
11歳	121	109	113	113	113	112	110	113	105	107
全体	1,285	1,234	1,216	1,189	1,141	1,107	1,069	1,033	992	958

資料：平成31年までは神川町「住民基本台帳（各年4月1日末現在）」
令和2年以降はコーホート変化率法による推計

2 子育て支援の現状

(1) 認可保育所（園）入所児童数の推移

本町における認可保育所（園）数は3か所あり、平成30年度の入所児童数は、227人となっています。また、入所率は減少が続いていますが90%以上で推移しています。

図表 認可保育所（園）入所児童数の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
定員数	250	250	250	250	250
0歳	15	19	16	16	現時点では未記載
1歳	35	32	39	34	
2歳	48	48	34	46	
3歳	48	46	48	38	
4歳	47	44	46	47	
5歳	45	46	45	46	
合計	238	235	228	227	
入所率（%）	95.2	94.0	91.2	90.8	

※入所率は、“合計”を“定員数”割ったものです。

資料：町民福祉課（各年度3月31日現在）

(2) 幼稚園就園児童数の推移

本町における幼稚園数は1か所となっています。平成30年度の就園児童数は、110人となっています。

図表 幼稚園就園児童数の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
定員数	180	180	180	180	180
3歳児	34	41	33	29	現時点では未記載
4歳児	55	41	43	34	
5歳児	46	55	39	47	
合計	135	137	115	110	
入所率（%）	75.0	76.1	63.9	61.1	

※入所率は、“合計”を“定員数”割ったものです。

資料：町民福祉課（各年度3月31日現在）

(3) 小学生児童数の推移

本町における小学校数は4校となっています。児童数は減少が続いており、平成31年度では632人となっています。

図表 小学生児童数の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1年生	109	103	106	97	101
2年生	110	108	102	107	98
3年生	109	109	108	104	107
4年生	112	110	108	110	105
5年生	109	112	112	108	112
6年生	120	109	113	111	109
合計	669	651	649	637	632

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 中学生生徒数の推移

本町における中学校数は1校となっています。生徒数は減少が続いており、平成31年度では318人となっています。

図表 中学生生徒数の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1年生	123	117	101	109	108
2年生	113	122	118	102	109
3年生	137	113	121	118	101
合計	373	352	340	329	318

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

3 「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」結果

(1) 調査の概要

子ども・子育て支援事業計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「これから必要な量」を算出し、また、町民の皆様の教育・保育・子育てに関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握する目的として実施しました。

調査の種類	調査対象	実施方法	調査期間
就学前児童アンケート	町内の就学前児童の保護者	就学前児童のいる420人 保育所等を通じた配布・回収	平成30年 12月
就学児童アンケート	町内の就学児童の保護者	就学児童のいる250人 郵送による配布・回収	

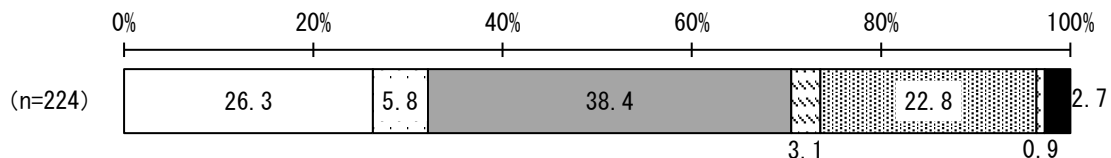
調査の種類	配布数	回収数
就学前児童アンケート	420人	224人 (回収率 53.3%)
就学児童アンケート	250人	95人 (回収率 38.0%)

(2) 調査結果の概要（就学前児童のみ）

① 母親の就労状況について

母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が38.4%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が26.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が22.8%などとなっています。

図表 母親の就労状況について

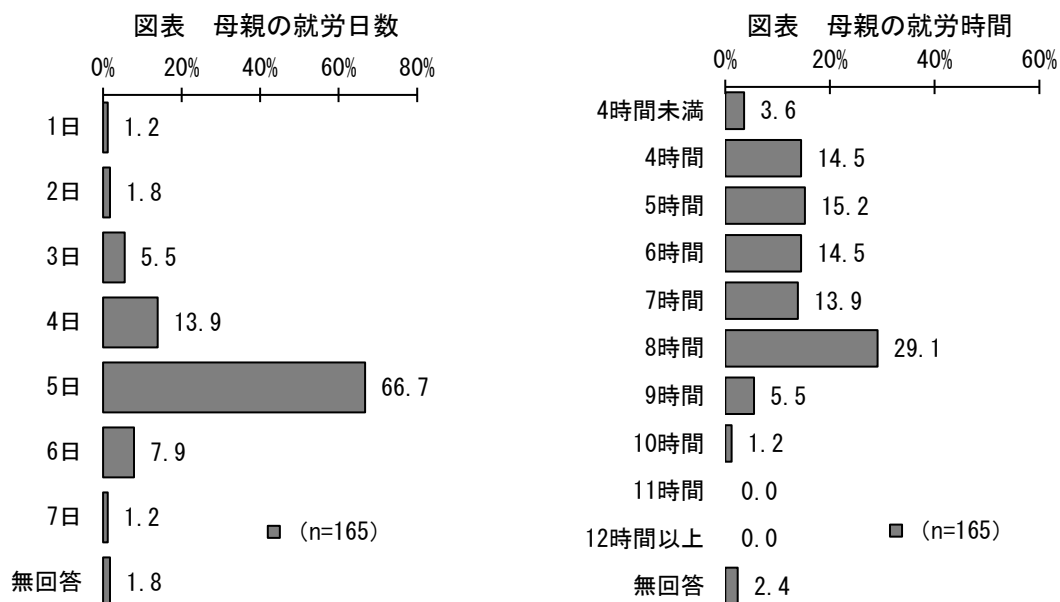


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

② 母親の就労日数・就労時間について

就労している母親の1週あたりの就労日数は、「5日」が66.7%で最も多く、次いで「4日」が13.9%、「6日」が7.9%などとなっています。

また、「8時間」が29.1%で最も多く、次いで「5時間」が15.2%、「4時間」と「6時間」がともに14.5%、「7時間」が13.9%などとなっています。



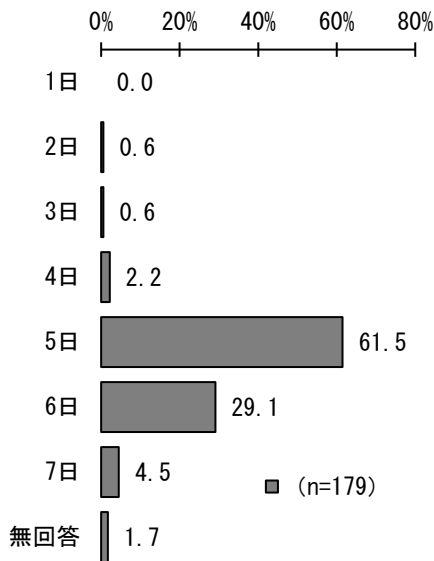
※小数点第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合があります。

③ 父親の就労日数・就労時間について

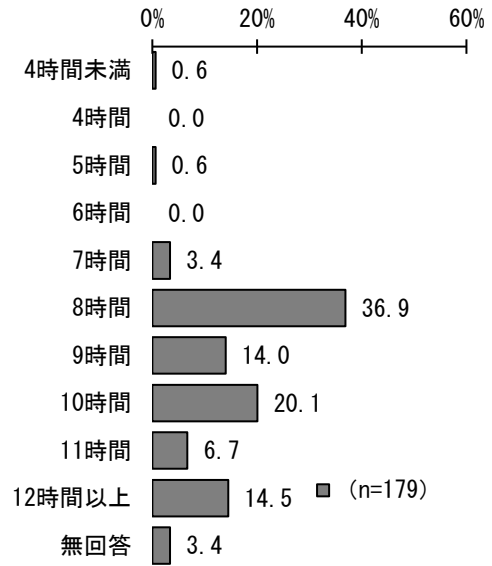
就労している父親の1週あたりの就労日数は、「5日」が61.5%で最も多く、次いで「6日」が29.1%、「7日」が4.5%などとなっています。

また、1日あたりの就労時間は、「8時間」が36.9%で最も多く、次いで「10時間」が20.1%、「12時間以上」が14.5%、「9時間」が14.0%、「11時間」が6.7%などとなっています。

図表 父親の就労日数



図表 父親の就労時間について

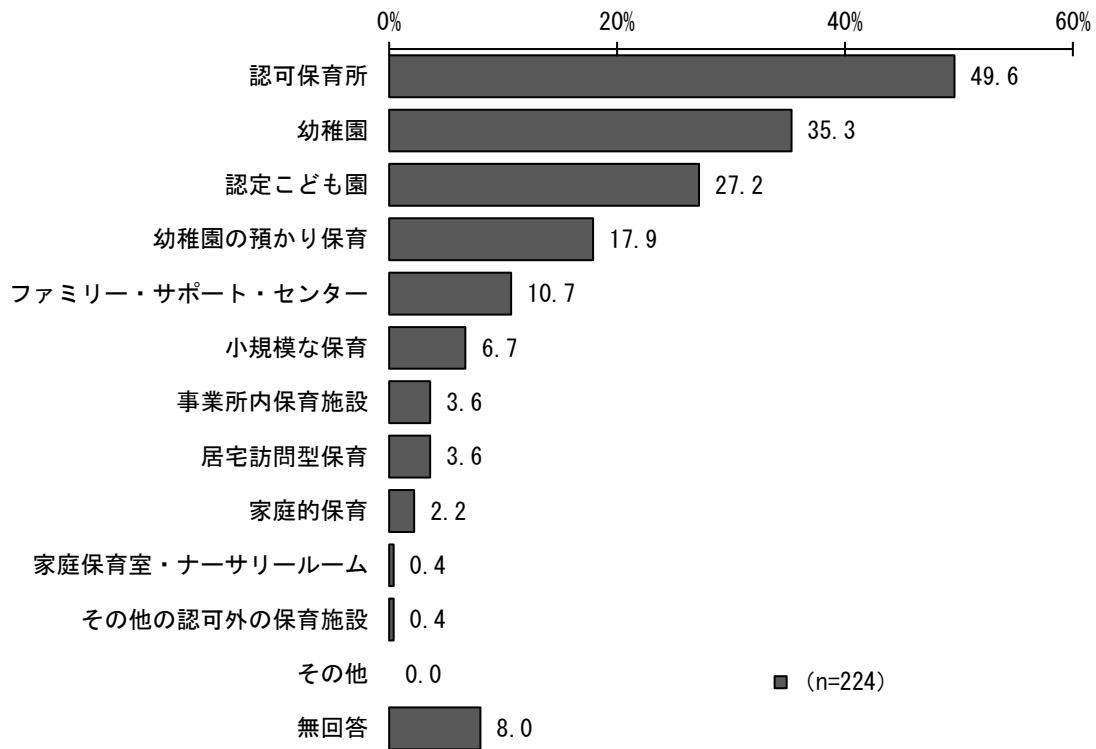


※小数点第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合があります。

④ 利用したいと考える平日の定期的な教育・保育事業について

利用したい平日の定期的な教育・保育の事業は、「認可保育所」が49.6%で最も多く、次いで「幼稚園」が35.3%、「認定こども園」が27.2%、「幼稚園の預かり保育」が17.9%、「ファミリー・サポート・センター」が10.7%などとなっています。

図表 利用したいと考える平日の定期的な教育・保育事業について（複数回答）

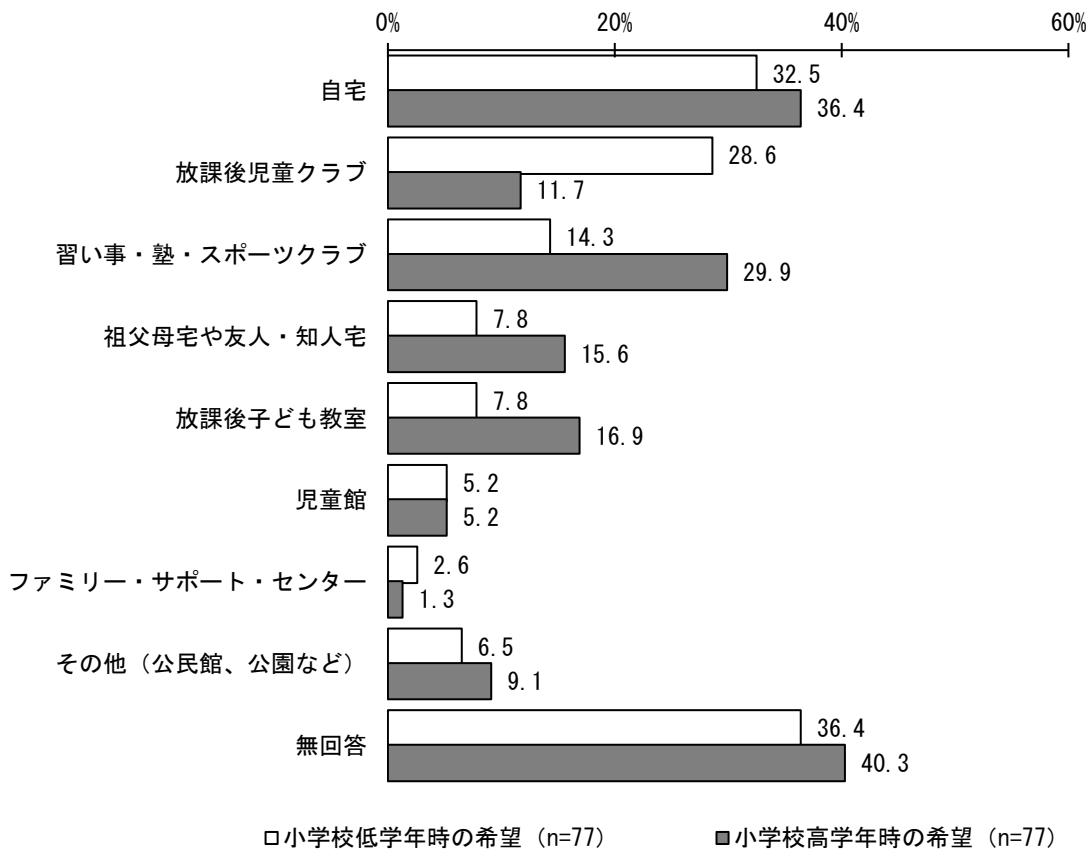


⑤ 放課後の過ごし方の希望について

希望する低学年時の放課後の過ごし方は、「自宅」が32.5%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が28.6%、「習い事・塾・スポーツクラブ」が14.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」と「放課後子ども教室」がともに7.8%などとなっています。

高学年時の放課後の過ごし方は、「自宅」が36.4%で最も多く、次いで「習い事・塾・スポーツクラブ」が29.9%、「放課後子ども教室」が16.9%、「祖父母宅や友人・知人宅」が15.6%、「放課後児童クラブ」が11.7%などとなっています。

図表 放課後の過ごし方の希望について（複数回答）

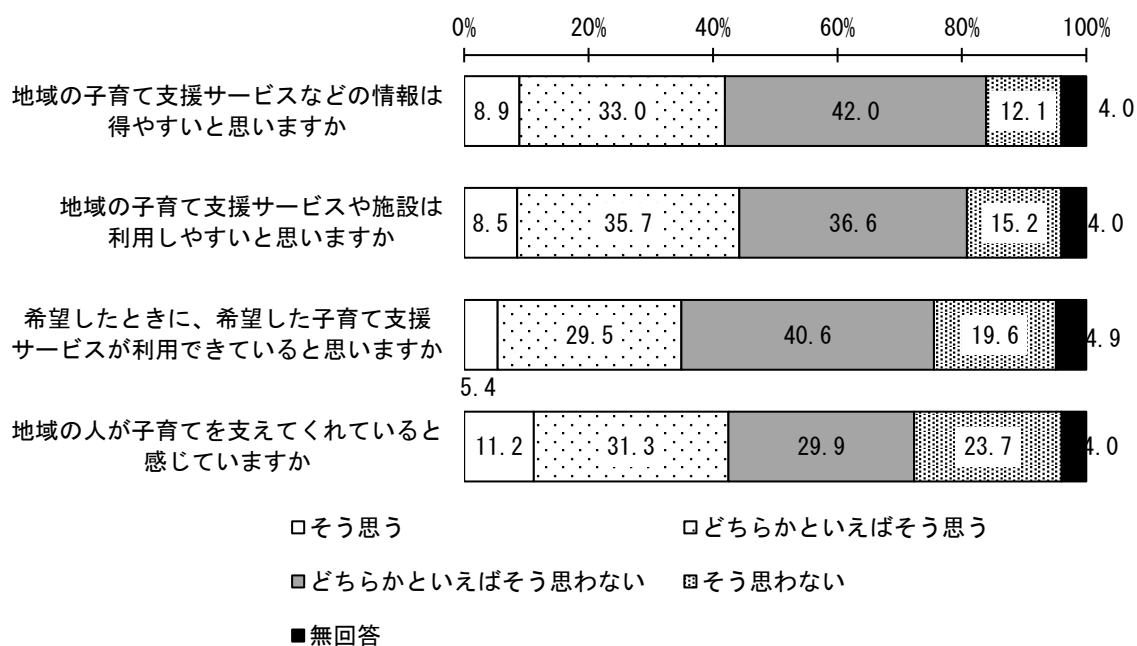


⑥ 町の子育て環境に関する所感

町内の子育て環境については、すべての設問で「そう思わない」（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計値）が過半数を超えています。最も多いのは「希望したときに、希望した子育て支援サービスが利用できていると思いますか。」（60.2%）となっています。

「そう思う」（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計値）が最も多いのは、「地域の子育て支援サービスや施設は利用しやすいと思いますか。」（44.2%）となっています。

図表 町の子育て環境に関する所感（n=425）

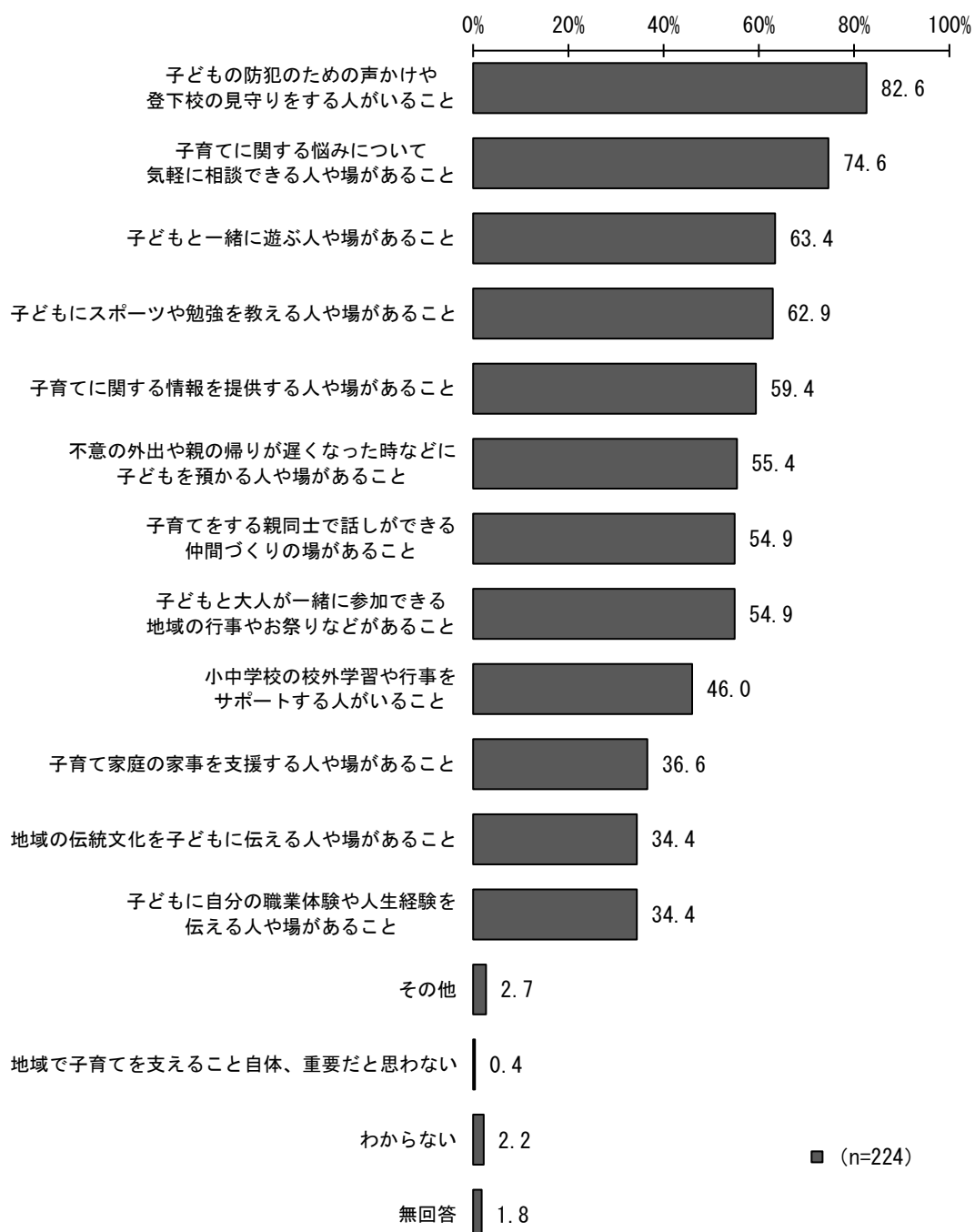


※小数点第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合があります。

⑦ 子育てに関する重要事項

地域で子育てを支えるために、どんなことが重要だと思うかについては、「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」が82.6%で最も多く、次いで「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること」が74.6%、「子どもと一緒に遊ぶ人や場があること」が63.4%、「子どもにスポーツや勉強を教える人や場があること」が62.9%、「子育てに関する情報を提供する人や場があること」が59.4%などとなっています。

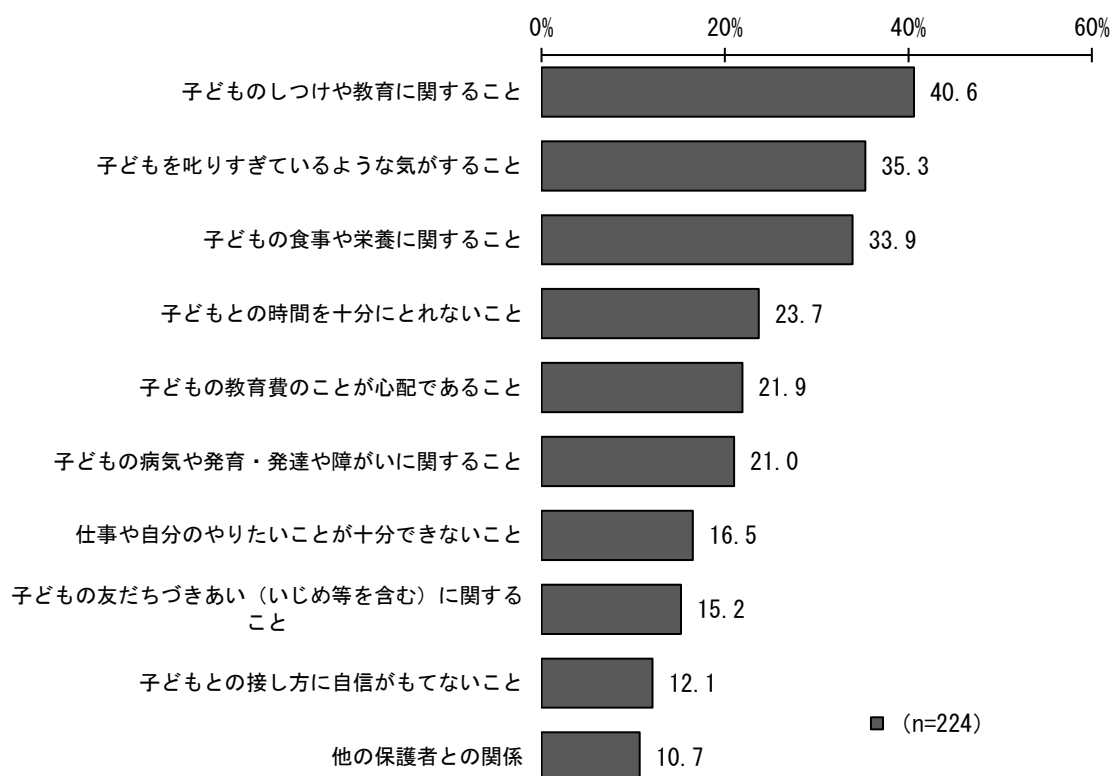
図表 子育てに関する重要事項（複数回答）



⑧ 子育てに関する悩み、気になること

子育てに関して、日頃悩んでいること、気になることは、「子どものしつけや教育に関すること」が40.6%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」が35.3%、「子どもの食事や栄養に関すること」が33.9%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が23.7%、「子どもの教育費のことが心配であること」が21.9%などとなっています。

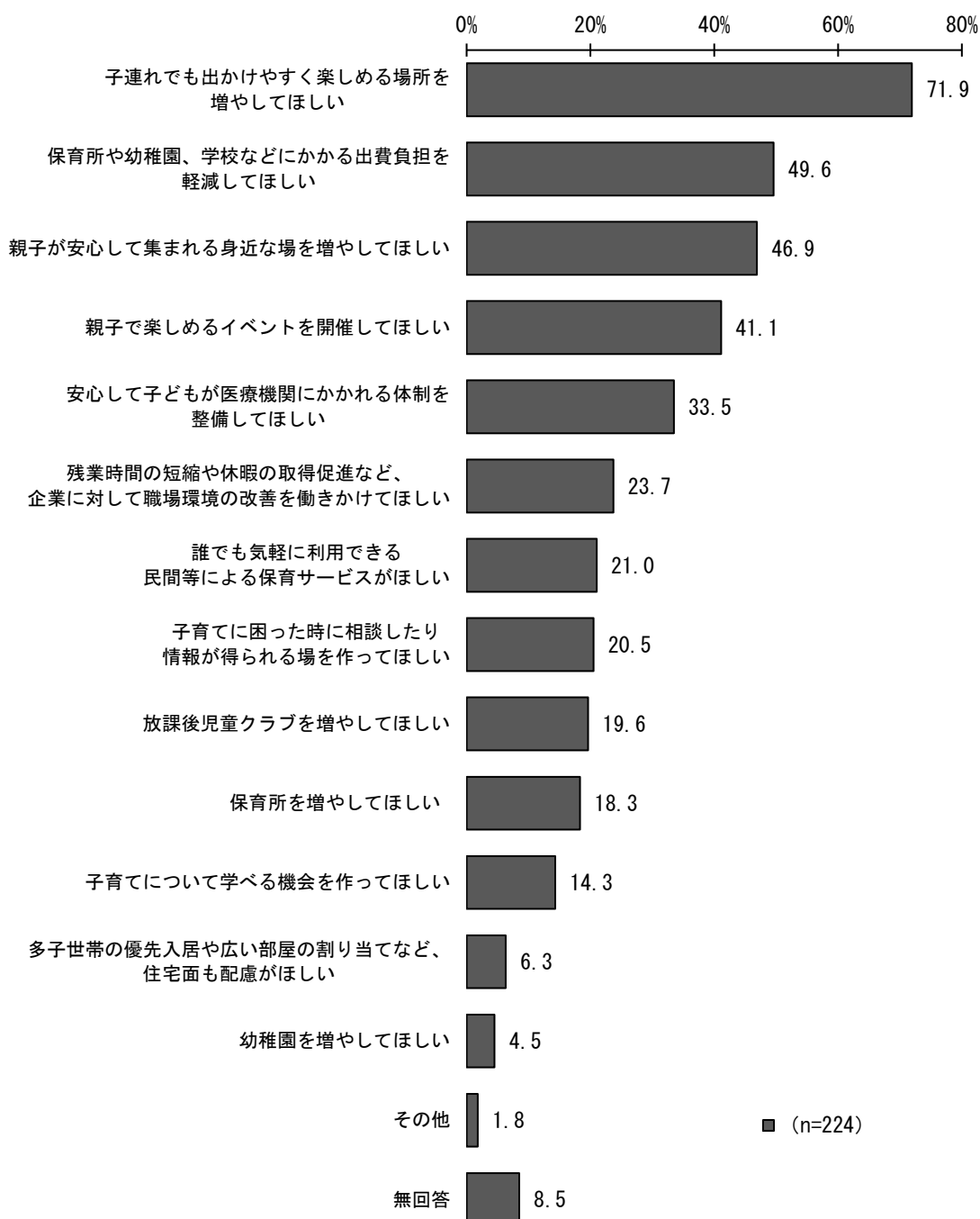
図表 子育てに関する悩み、気になること（複数回答 上位10項目）



⑨ 町の子育て支援環境充実のための必要な支援策

子育て支援環境充実のために、どのような支援策が必要だと考えているかは、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が71.9%で最も多く、次いで「保育所や幼稚園、学校などにかかる出費負担を軽減してほしい」が49.6%、「親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしい」が46.9%、「親子で楽しめるイベントを開催してほしい」が41.1%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が33.5%などとなっています。

図表 町の子育て支援環境充実のための必要な支援策（複数回答）



4 次世代育成支援対策行動計画の事業評価

第1期計画における、次世代育成支援対策行動計画に相当する事業の実施状況について評価を行いました。

その結果、全体で100事業あるうち、◎評価の事業が62事業、○評価の事業が20事業と、8割以上の事業の達成度が60%を超えていました。また、－評価の事業が13事業となっています。

評価	評価基準
◎	80%～100%達成したと思われる場合
○	60%～80%達成したと思われる場合
△	30%～60%達成したと思われる場合
×	30%以下だと思われる場合
－	未実施の場合

	基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4	基本目標5	合計
◎	23	10	12	14	3	62
○	5	10	0	3	2	20
△	0	0	0	1	0	1
×	2	0	1	0	1	4
－	9	1	0	3	0	13
合計	39	21	13	21	6	100

5 データ／調査結果のまとめ

- 年少人口、生産年齢人口及び総人口の減少が今後も続き、老年人口数と増加が微増すると推計されています。出生数はその年によって増減が繰り返されていますが、平成25年以降はほぼ80人前後で推移しています。また、未婚率も増加傾向にあることから、子育て支援以外の対策も求められます。
- 就学前児童の母親の就労状況は、「パート・アルバイト等就労」が約4割と最も多くなっていますが、「フルタイム就労」と「現在は未就労」も2割以上いるため、それぞれのニーズに合わせた支援が必要となってきます。また、父親の就労時間が10時間を超えている人が約4割となっていることも、必要に応じて考慮していくことが求められます。
- 子育て支援サービスの情報が得にくいことや、希望時に子育て支援サービスが利用できていない等、子育て環境についてさらに改善していく必要があります。また、子育てに関する悩みや気になることについても情報提供を増やし、相談できる場の周知といったことが重要です。
- 子育てに関して重要事項だと思われるものは、近所や地域の人とのつながりや集まったりする場所があるか等が高くなっているため、これらについて取り組んでいくことが求められます。

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定するものです。

基本理念に掲げるまちづくりを実現するため、子ども・子育て支援法に基づく基本指針である「子どもの育ちに関する理念」、「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」、「社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割」に即し施策の推進を図ります。

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針】

■子どもの育ちに関する理念

- 子どもの最善の利益が実現される社会を目指すこと、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障すること
- 自己肯定感をもって育まれることや一人ひとりの個性が活かされることの重要性

■子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 乳幼児期の重要性、乳幼児期の教育の役割及び意義
- 家庭の意義及び役割
- 子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性
- 施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性
- 家庭・地域・施設等の連携の重要性等

■社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- 社会のあらゆる分野における構成員が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であること

2 基本理念

「神川町次世代育成支援行動計画（後期計画）」では、「安心して子どもを産み育て、地域みんなで子育てを支えるまち」を基本理念に、豊かな自然に囲まれた本町で暮らしながら、親が安心して楽しく子育てを行い、地域が温かく見守り、子どもがのびのびと健やかに成長していくことができるまちを目指してさまざまな取り組みを進めてきました。

前計画では、少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で子どもの成長に向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を、計画的に位置付け取り組んできました。

子育てについての第一義的責任は保護者であるという基本認識のもとに、子育てが喜びであり楽しみであることを実感でき、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかでたくましく育つことができる地域社会の実現を目指して、本計画においても、引き続き「安心して子どもを産み育て、地域みんなで子育てを支えるまち」を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援に取り組めます。

**安心して子どもを産み育て、
地域みんなで子育てを支えるまち**

3 基本目標

『安心して子どもを産み育て、地域みんなで子育てを支えるまち』の推進にあたり、国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定め、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。また、5つの基本目標を設定し総合的に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

基本目標 1

ゆとりと生きがいをもって子育てができる

すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。また、児童の健全育成や子どもの貧困の把握・対策支援を推進します。

さらに、子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

- (1) 教育・保育サービスの充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 地域における子どもの活動の場や機会の確保
- (4) 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
- (5) 子育てに対する経済的支援

基本目標 2

安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに成長できる

安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携を図るなど、母子保健の充実を図ります。

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 食育の推進

基本目標 3

すべての児童が健やかに成長できる

すべての子どもの人権が尊重され、また、誰もが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 障がい児施策の充実
- (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本目標 4

青少年がたくましく育ち、人への思いやりをはぐくむ

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心をもった大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、子どもを取り巻く有害環境対策も推進します。

- (1) 子どもの生きる力をはぐくむ学校教育の推進
- (2) 家庭や地域の教育力の向上

基本目標 5

子どもが安全に暮らせる環境がある

子育て家庭にやさしい地域の交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

- (1) 子どもの安全の確保
- (2) 子育てを支援する生活環境の整備

第 4 章

教育・保育提供区域における
量の見込みと確保の方策

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく本町の教育・保育提供区域は以下の表のとおり設定します。保護者や子どもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案します。

■本町における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園・保育所（園）・認定こども園
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	町全体
	② 地域子育て支援拠点事業	
	③ 時間外保育事業（延長保育事業）	
	④ 子育て短期支援事業	
	⑤ 一時預かり事業	
	⑥ 病児・病後児保育事業	
	⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
	⑧ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	⑨ 妊婦健康診査	
	⑩ 乳児家庭全戸訪問事業	
	⑪ 養育支援訪問事業	
	⑫ 要支援・要保護児童支援事業	
	⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

2 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めるとされています。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

子ども・子育て支援法では、利用のための認定及び保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第 19 条）。その際の認定の区分についてまとめると下記のとおりとなります。

■認定区分

認定区分		対象事業
1号	満3歳以上で、家庭での保育が可能な就学前の子ども	幼稚園・認定こども園
2号	満3歳以上で、親の就労等により、家庭での保育ができない就学前の子ども	保育所（園）・認定こども園
3号	満3歳未満で、親の就労等により、家庭での保育ができない子ども	保育所（園）・認定こども園 地域型保育

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育所（園）・認定こども園
特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園（子ども子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

(1) 0歳児、1～2歳児保育（3号認定子ども）

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、認定子ども園及び保育所（園）において、必要な0歳児保育定員の確保を図ります。

また、共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、認定子ども園及び保育所（園）において、必要な1～2歳児保育定員の確保を図ります。

図表 現在の利用状況（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児利用者数	23	23	22	26	現時点では未記載
1～2歳児利用者数	94	96	97	98	

図表 量の見込み、確保方策（人）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳
量の見込み		25	89	25	79	26	92	26	92	27	94
確保方策	認定子ども園・保育所（園）	25	89	25	79	26	92	26	92	27	94
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策 — 量の見込み		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 3～5歳児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園及び保育所（園）において、必要な3～5歳児保育定員の確保を図ります。

また、世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、認定こども園、幼稚園において、必要な3～5歳児教育・保育定員の確保を図ります。

図表 現在の利用状況（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育所（園）利用者	162	151	165	162	現時点では未記載
幼稚園利用者数	135	137	115	110	

図表 量の見込み、確保方策（人）

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		1号認定	2号認定		1号認定	2号認定		1号認定	2号認定	
			教育ニーズ	保育ニーズ		教育ニーズ	保育ニーズ		教育ニーズ	保育ニーズ
量の見込み		114		169	114		171	103		159
確保方策	認定こども園・保育所（園）	/		169	/		171	/		159
	認定こども園・幼稚園	114		/		114		103		/
	確認を受けない幼稚園	0		/		0		0		/
確保方策 — 量の見込み		0		0	0		0	0		0
		令和5年度			令和6年度					
		1号認定	2号認定		1号認定	2号認定				
			教育ニーズ	保育ニーズ		教育ニーズ	保育ニーズ			
量の見込み		95		154	87		146			
確保方策	認定こども園・保育所（園）	/		154	/		146			
	幼稚園・認定こども園	95		/		87				
	確認を受けない幼稚園	0		/		0				
確保方策 — 量の見込み		0		0	0		0	0		

各認定区分における教育・保育施設のニーズ量と確保策は以下のようになります。

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和2年度	推計児童数	263		70	139	
	量の見込み(①)	114	0	169	25	89
	確保の方策 (②)	認定こども園・保育所(園)・幼稚園	114	169	25	89
		地域型保育事業			0	0
		確認を受けない幼稚園	0			
②-①	0	0	0	0		
令和3年度	推計児童数	262		67	124	
	量の見込み(①)	114	0	171	25	79
	確保の方策 (②)	認定こども園・保育所(園)・幼稚園	114	171	25	79
		地域型保育事業			0	0
		確認を受けない幼稚園	0			
②-①	0	0	0	0		
令和4年度	推計児童数	233		66	137	
	量の見込み(①)	103	0	259	26	93
	確保の方策 (②)	認定こども園・保育所(園)・幼稚園	103	259	26	93
		地域型保育事業			0	0
		確認を受けない幼稚園	0			
②-①	0	0	0	0		
令和5年度	推計児童数	218		64	133	
	量の見込み(①)	95	0	154	26	92
	確保の方策 (②)	認定こども園・保育所(園)・幼稚園	95	154	26	92
		地域型保育事業			0	0
		確認を受けない幼稚園	0			
②-①	0	0	0	0		
令和6年度	推計児童数	202		62	130	
	量の見込み(①)	87	0	146	27	94
	確保の方策 (②)	認定こども園・保育所(園)・幼稚園	87	146	27	94
		地域型保育事業			0	0
		確認を受けない幼稚園	0			
②-①	0	0	0	0		

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めるとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 時間外保育事業（延長保育事業） 対象：0～5歳

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業です。

本町では、11時間を超える保育は実施していませんが、利用意向に応じ、近隣市町村と連携した対応や、事業の整備について検討をします。

図表 現在の利用状況（人/年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所（か所）	-	-	-	-	-
利用者数	-	-	-	-	-

図表 量の見込み、確保方策（人/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保の方策					
提供体制（か所）	-	-	-	-	-
利用者数	-	-	-	-	-
確保方策 — 量の見込み	-	-	-	-	-

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 対象：小学1年～6年生

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。現在、梨の実クラブ、丹荘学童、あおやぎ学童、渡瀬学童で実施しています。

量の見込み及び確保の方策では、引き続き、町内の学童において事業を実施し、必要な事業量を確保できる見通しです。

また、「放課後児童健全育成事業」においては「新・放課後子ども総合プラン」との整合を図りながら、遊びの場の拡大と幅広い年齢での遊びの共有及び共働き家庭の子どもに対する放課後児童の居場所の確保に向けた対応をします。

図表 現在の利用状況（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所（か所）	4	4	4	4	4
登録児童数					
1年生～3年生	117	116	114	122	現時点では未記載
4年生～6年生	57	51	51	59	

図表 量の見込み、確保方策（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み					
1年生～3年生	118	114	107	104	103
4年生～6年生	64	62	62	60	57
確保の方策					
提供体制（か所）	4	4	4	4	4
定員	200	200	200	200	200
確保方策 — 量の見込み	18	24	31	36	39

<新・放課後子ども総合プランにおける本町の取り組み>

①一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量及び実施計画

現状のところ本町では放課後子ども教室が開設されていないため、住民のニーズにより必要に応じて検討、又は近隣市町村と調整を行います。

②放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、又は連携により実施するためには、関係者間で調整を行う必要があります。そのため、今後も必要に応じて関係者間等で検討・調整を行います。

③小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

学校の余裕教室を改修整備して放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブの担当課と学校の間で協議を行い、施設の利用や管理等について調整を図っていきます。

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の効果的な実施に関する検討の場として、担当課と学校関係者の中で協議を続け、共通の理解や情報共有を図っていきます。

⑤特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における特別な配慮が必要な児童について、今後も児童が安心して過ごすことができるよう、支援方法等について研修や情報提供・共有を行い、体制の充実を図ります。

⑥地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

本町では放課後児童クラブの運営をすべて民間事業者に委託しているため、利用意向をみながら時間延長について事業者と検討・調整をしていきます。

⑦各放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

学校関係者と放課後児童クラブ、及び担当課との間で情報を共有し、向上を図っていきます。

また、支援員については、指導力の向上やきめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう、研修や情報提供を通じた質の向上を図ります。

⑧放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページやパンフレット等による周知を行うとともに、必要に応じて地域組織や関係機関等とも情報共有を図ります。

(3) 子育て短期支援事業 対象：0～11歳

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業）です。

宿泊を伴う保育支援の需要は必ずしも高いものではありませんが、ひとり親家庭の増加や女性の就労増等に伴い、ニーズの増加が今後見込まれます。事業の性質上近隣市町村の児童福祉施設等へ委託し、ニーズに対応していきます。

図表 現在の利用状況（人回/年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所（か所）	2	2	2	2	2
利用者数	0	0	6	22	

現時点では未記載

図表 量の見込み、確保方策（人回/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	25	25	25	25	25
確保の方策					
提供体制（か所）	2	2	2	2	2
利用者数	25	25	25	25	25
確保方策 — 量の見込み	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業 対象：0～2歳

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込み及び確保の方策では、施設定員の設定はしていませんが、利用のニーズ量の確保を図るとともに、利用者のニーズをとらえて事業の拡充を図り、既存施設が質・量ともに十分な受け皿となるような方策を検討します。

今後も、利用者のニーズを的確にとらえ、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業の充実を図ります。

図表 現在の利用状況（人回/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施か所（か所）	1	1	1	1	1
利用者数	3,503	3,036	3,034	2,090	現時点では未記載

図表 量の見込み、確保方策（人回/年）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	2,311	2,112	2,245	2,179	2,123
確保の方策					
提供体制（か所）	1	1	1	1	1
利用者数	2,311	2,112	2,245	2,179	2,123
確保方策 — 量の見込み	0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育 対象：3～5歳

幼稚園を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、園で定める通常の保育時間の前後や、長期休業日に希望する在園児を預かり保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

量の見込み及び確保の方策では、保護者の利用ニーズに対応できるよう、引き続き事業を実施し、事業量の確保に努めます。

図表 現在の利用状況（人日/年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所（か所）	1	1	1	1	1
利用者数	2,781	3,973	2,906	2,309	現時点では未記載

図表 量の見込み、確保方策（人日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み					
1号認定による利用	30	30	30	30	30
2号認定による利用	2,543	2,533	2,249	2,103	1,946
確保の方策					
提供体制（か所）	1	1	1	1	1
1号認定 利用者数	30	30	30	30	30
2号認定 利用者数	2,543	2,533	2,249	2,103	1,946
確保方策 — 量の見込み	0	0	0	0	0

②幼稚園の在園児以外を対象とした預かり保育 対象：1～5歳

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間保育所（園）において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

町内の保育所（園）3か所（丹荘保育所、青柳保育所、渡瀬保育園）において、預かり保育を実施しています。

学校行事参加やリフレッシュなど、多様な保育需要に対応するために一時保育事業を実施しています。

量の見込み及び確保の方策では、一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図ります。

図表 現在の利用状況（人日/年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所（か所）	3	3	3	3	3
利用者数	77	220	51	76	現時点では未記載

図表 量の見込み、確保方策（人日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	99	95	91	86	82
確保の方策					
提供体制（か所） （一時預かり事業）	3	3	3	3	3
利用者数	99	95	91	86	82
確保方策 — 量の見込み	0	0	0	0	0

(6) 病児・病後児保育事業 対象：0～5歳

病児について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現在町内では病児・病後児保育事業について実施しておりません。

保護者が就労しているなどで、保育所（園）に通っている子どもが病気になったときでも休めない場合があり、代わって病気の子どもの世話をする病児保育のニーズが高まっています。令和4年度に病後児対応型保育事業を開設する見込みとなっています。

図表 量の見込み、確保方策（人日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保の方策	-	-	20	20	20
確保方策 — 量の見込み	-	-	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業**(ファミリー・サポート・センター 対象：就学児)**

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う事業です。

現在、町内1か所で実施しています。

量の見込み及び確保の方策では、事業の実施については、計画期間中、利用者のニーズや事業の担い手となる人材の確保を図ります。

図表 現在の利用状況（人日/年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所（か所）	1	1	1	1	1
延べ活動件数	11	17	0	0	現時点では未記載
提供会員数（人）	3	3	3	3	
依頼会員数（人）	4	8	8	9	
両方会員数（人）	0	0	0	0	

図表 量の見込み、確保方策（人日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20	19	18	17	17
確保の方策	20	19	18	17	17
確保方策 — 量の見込み	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業 対象：子どもの保護者（主に就学前児童保護者）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では利用者支援として子育て支援のチラシ発行などによる情報提供を行っています。また、子育て支援担当の窓口や保健センターの窓口などで、子育て中の保護者からの相談に応じています。

量の見込み及び確保の方策では、今後も引き続き、町民福祉課の窓口において保護者からの子育てに関する相談に対応していきます。

図表 現在の利用状況（か所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施か所	0	0	0	1	1

図表 量の見込み、確保方策（か所）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策					
提供体制	1	1	1	1	1
確保方策 — 量の見込み	0	0	0	0	0

(9) 妊婦健康診査 対象：すべての妊婦

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本町では、医療機関等において、妊婦健診を実施しています。

量の見込み及び確保の方策は、出生数としています。

図表 現在の利用状況（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
受診実人数	124	146	124	91	現時点では未記載

図表 量の見込み、確保方策（人）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受診実人数	70	67	66	64	62

(10) 乳児家庭全戸訪問事業 対象：生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や保育環境等の把握を行う事業です。

町内の乳児（生後 4 か月まで）のいる家庭に対し、町の保健師が自宅に訪問し、母子の心身の状況と保育環境の把握、子育てに関する情報提供、育児についての相談や助言、その他必要な支援を行っています。

量の見込み及び確保の方策では、0 歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、町の保健師による事業の実施を予定しており、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

図表 現在の利用状況（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問乳児数	83	93	96	65	現時点では未記載

図表 量の見込み、確保方策（人）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
訪問乳児数	70	67	66	64	62

(11) 養育支援訪問事業 対象：養育支援が特に必要な家庭（妊産婦も含む）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本町では、事業を実施していませんが、町の保健師や担当部署の職員が同様の業務を行います。

(12) 要支援・要保護児童支援事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

代表者会議や解決が困難な事例検討を実施する実務者会議を開催します。また、関係機関で構成している実務者を対象に虐待防止に関する研修会や講演会を開催するなど、資質向上を目指し、児童虐待防止事業を充実させます。

量の見込み及び確保の方策では、利用実績を踏まえ、計画期間においては過去の実績の平均と同等以上の事業量を見込んでいます。

図表 現在の利用状況（回）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
要保護児童等対策地域協議会の開催回数	4	4	4	4	現時点では未記載

図表 量の見込み、確保方策（回）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
要保護児童等対策地域協議会の開催回数	4	4	4	4	4

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町の実情を踏まえ、国が示す具体的内容に基づき検討をしていきます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

本町の実情を踏まえ、国が示す具体的内容に基づき検討していきます。

第 5 章

子ども・子育て支援施策の展開

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 ゆとりと生きがいをもって子育てができる

基本施策1 教育・保育サービスの充実

【現状】

◇子育て支援に対する国の指針、核家族化の進行、共働き世帯の増加等により、保育需要は高まり、そのニーズは多様化しています。そのため、多様化されたニーズに対応していくことが求められています。

◇従来からの教育・保育サービスを継承しつつ、さらなる充実が求められています。人材の確保やサービスの質的向上を図ることが重要です。

【施策の方向】

- 町民の教育・保育ニーズに対応できるよう、新たなサービスの検討や適正なサービス量の確保に努めます。
- 教職員や保育士の確保や質の向上を図ることで、さらなるサービスの充実を目指します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
通常保育事業	町内には、公立2か所と私立1か所の保育所（園）があり、保育指針に基づいて保育の向上に努めています。	町民福祉課
一時預かり事業	母親の育児問題の解消や急病、勤務形態の多様化などに対応して、保育所（園）における一時預かり事業のより一層の充実に努めます。	町民福祉課
延長保育事業	多様化する保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間を超えた延長保育の実施を検討します。	町民福祉課
低年齢児保育	低年齢からの保育所（園）への入所希望者は増加傾向にあることから、受け入れ体制や保育内容の充実に向けた整備に努めます。	町民福祉課
障がい児の保育事業	障がい児の保育に対応できるよう、保育士の研修を充実します。また、障がい児の適切な対応が図れるよう、保健センター、保育所（園）、幼稚園及び小学校との連携を強化します。	町民福祉課
家庭支援推進保育事業	ひとり親家庭、外国人家庭、障がい児（者）の家庭等の支援をします。	町民福祉課
保育所（園）の地域活動事業	地域の実情に応じた幅広い地域と交流活動を推進します。	町民福祉課
病児・病後児保育	保護者の就労などにより、病中・病後に保育所（園）に預けることができない場合に対応するため、看護師の資格をもった地域の人材を活用して乳幼児健康支援一時預かり事業を検討します。	町民福祉課

事業名	事業内容	担当課
幼稚園の在園児を対象とした預かり保育	長時間保育の推進や預かり保育の実施を図るとともに、読み聞かせボランティアの協力を得ながら、子どもたちの健やかな発育と幅広い人格形成を図ります。	町民福祉課 学務課
教職員、保育士の資質向上	教職員や保育士の研修・講習会など年間プログラムを作成して、参加を積極的に進め教育・保育の資質の向上に努めます。 また、人材交流や情報交換に努め幼稚園と保育所（園）の連携に努めます。	町民福祉課 学務課
教育・保育給付の支給	幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の利用にあたり、施設型給付、地域型保育給付を支給します。	町民福祉課

基本施策2 地域における子育て支援サービスの充実

【現状】

◇子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や子育て家庭の孤立化、地域における子育て力の低下等の問題が生じています。

◇子育ての負担感軽減や子育て家庭の孤立防止を目的として、0歳から3歳までの子どもとその保護者の居場所づくり、交流の場としての子育て支援センターの運営や、子育て情報の発信、子育て・育児相談を実施しています。

【施策の方向】

- 身近な場所で子どもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話ができる、保護者が「ほっ」とできる場の提供と、さまざまな機会を通じて子育てに関する正しい知識の普及を図るとともに、いつでも気軽に相談できる場の提供に努めます。
- 広報やホームページを介した子育て支援情報の発信の強化のほか、各種情報媒体を積極的に活用していきます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
親子のふれあい事業	親子のふれあい事業により心身両面の安定を図るため、ニーズ調査を定期的実施して内容の充実に努めます。	保険健康課 (保健センター) 町民福祉課
ふれあいの広場	母子愛育会と連携し、子どもたちのふれあいや母親同士の交流の場として「ふれあいの広場」を推進します。また、利用者のグループ化や活動団体の育成、団体間の連絡調整などの支援を行います。	保険健康課 (保健センター) 町民福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	育児の手助けをしてほしい人と育児の協力をしてくれる人が会員となり、育児の助け合いを行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。	町民福祉課
育児講座	保育所(園)による講座と庁内関係課が連携し、育児講座の継続的な実施に努めます。	町民福祉課
子育て支援センター	地域における子育て支援の基盤を充実するため、相談・指導・情報提供・交流の場の提供などの強化に努めます。	町民福祉課
パパママ応援ショップ	妊娠中の方から18歳未満までの子育て家庭が対象で、県内協力店の優待する支援サービスが受けられるパパママ応援ショップ事業を推進します。	町民福祉課
母子愛育会の活動	町は、地域にあった子育ての社会を目指し、母子愛育会の母子の健康増進など自主的な活動を支援します。	保険健康課 (保健センター) 町民福祉課
子育て支援サービス情報の提供	広報やホームページによる情報提供の充実に努めるとともに、子育て支援サービス情報を提供します。	保険健康課 (保健センター) 町民福祉課
P T A活動	既存施設の有効活用、学校施設の利用等により、児童の安全な遊び場の提供に努めます。	学務課
読み聞かせ事業	ボランティアによる、子どもたちへの読み聞かせ事業を推進します。	学務課
保育所(園)保護者会活動	保護者会との連携を図りながら、保護者会活動を支援します。	町民福祉課

事業名	事業内容	担当課
家庭・幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校の連携	乳幼児と小・中学生のふれあい事業、中学生の家庭科実習や社会体験事業を実施します。また、一貫性のある教育が行われるよう、家庭・幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校の連携に努めます。	学務課

基本施策3 地域における子どもの活動の場や機会の確保

【現状】

- ◇共働き世帯・核家族化・ひとり親家庭の増加等もあり、小学生における放課後の保育ニーズも高まっています。
- ◇習い事やスポーツの需要が高まっています。

【施策の方向】

- 子どもたちが安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努め、地域で活動することの楽しさを体感できる機会を充実します。
- 共働き家庭等の「小1の壁」や「待機児童」解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことを目指している「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、安全・安心に活動事業ができる施設づくり・体制づくりを検討していきます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
放課後児童クラブ	仕事等で放課後保育が必要な子どもの居場所を確保するとともに、子どもたちの自主性を育てる環境づくりに努めます。	町民福祉課
放課後子ども教室	学校等を活用し、学校・家庭・地域の連携協力による子どもの放課後の安心、安全な場所の確保と学習やさまざまな体験・交流活動の機会を検討します。	学務課
子ども会育成会活動	子どもたちの自主性を伸ばし協調性を育てることを目的に、子ども会育成会の活動の支援を行い活動の活性化を推進します。	生涯学習課
幼児期におけるスポーツ活動	幼児期における走る・蹴る・投げる・跳ぶなど、心身の健全な発達に向けたスポーツ活動を支援します。	学務課
スポーツ少年団活動	町には、現在8つのスポーツ少年団（野球、柔道、空手道、サッカー、ミニバレー、ミニバスケット、少林寺拳法、バドミントン）があり、それらの活性化に向け活動への支援を行います。	生涯学習課
公園・遊び場の整備	「神川町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例」に適合した都市公園や自然を活用した児童公園等の整備に努めます。また、遊具の安全点検をはじめ維持管理に努め安全で安心して遊べる身近な遊び場を確保します。	建設課
学校施設の開放	小学校及び中学校の校庭や体育館を、スポーツ・レクリエーション活動の場として開放しています。	生涯学習課

基本施策4 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

【現状】

- ◇厚生労働省が提案している「働き方改革」の実現に向け、事業者や町民に向けた情報提供や意識の醸成を図ることが求められています。
- ◇男女共同参画社会の構築や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のさらなる充実と推進が求められています。

【施策の方向】

- 性別にかかわらず、子育てと仕事が両立できるような職場環境づくりや意識の高揚を図ります。
- 出産、子育てのために退職した女性の再就職の支援に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
多様な働き方・生き方への意識啓発	男女がともに職場、家庭、地域において調和のとれた多様な働き方や生き方の見直しを進めるワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努めます。	町民福祉課
育児休業等の取得の意識啓発	父親がより多く育児に参加できるよう、育児休業の取得について職場の理解を深めるため、広報、パンフレット、ポスター等により意識啓発に努めます。	町民福祉課
女性の再就職支援	子育てが一段落して再就職を希望する女性を支援するために、事業所及び関係機関と連携して就職相談や雇用求人情報の提供について支援します。	町民福祉課

基本施策5 子育てに対する経済的支援

【現状】

- ◇子育てにかかる経済的負担に対する不安を解消し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが求められています。
- ◇児童手当の支給をはじめ、幼児教育・保育の無償化、保育所（園）における保育料の軽減、幼稚園就園や小中学校就学にあたっての援助、医療費の助成などを実施しています。
- ◇子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、近隣の自治体と連携して国及び県へ要望を行っています。

【施策の方向】

- 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、各種制度により手当の支給やかかる費用の一部助成を行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
児童手当の支給	子育て家庭に対し、国の制度に基づき、手当を支給します。	町民福祉課
医療費の助成	こども医療費の支給対象年齢は18歳到達年度末です。ひとり親家庭等医療費支給事業については、事務の効率化を図り、利用者の利便性の向上に努めます。	町民福祉課
保育所（園）及び幼稚園にかかる費用の軽減	保育所（園）及び幼稚園の保育料の軽減と負担の公平化を図ります。	町民福祉課
多子出産祝金の支給	多子世帯の育児に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として、第3子以降の出産に祝金を支給します。	町民福祉課
多子世帯の国民健康保険税軽減制度	18歳未満の国民健康保険の加入者が3人以上いる世帯を対象に、国民健康保険税の一部を減免します。	保険健康課
幼児教育・保育の無償化（新規）	国の制度に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳までの子ども、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料を無償化します。 また、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を促進します。	町民福祉課
町立小中学校の給食費の無償化	町立小中学校に通う町内在住の児童生徒の給食費を無償とします。町内在住で、町外の小中学校等に通う児童生徒の給食費等については、補助金を交付します。	学務課

基本目標2 安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに成長できる

基本施策1 子どもや母親の健康の確保

【現状】

- ◇子どもを安心して生み育てるためには、子どもと親の健康管理が重要です。また、出産後は、食生活をはじめ、運動習慣や規則正しい生活等、親子で好ましい生活習慣を築いていくことが望めます。
- ◇不妊に関する相談や思春期での保健教育など、現在実施している体制の維持、充実を図り、子どもを生み育てやすい環境を形成することが重要です。

【施策の方向】

- 利用者支援事業を通し妊娠期から発達段階に応じた、切れ目のない母子保健事業を推進します。
- きめ細かな対応により、親の育児不安の軽減や育児による孤立化を防止します

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業を通し、妊娠・出産・子育て期を切れ目なく支援し、かつ各時期に合わせた支援事業を実施し安心した育児ができるように努めます。	保険健康課 (保健センター) 町民福祉課
母子健康手帳から母と子の子育て支援	妊娠の届け出をした方には、母子健康手帳を交付し、同時に健康相談を実施します。また、妊産婦の健康から出産後の子育てまで、母子健康手帳により母子への子育て支援の向上に努めます。	保険健康課 (保健センター) 町民福祉課
母性健康管理指導事項連絡カード	医療機関と連携して妊婦及び事業所に母性健康管理指導事項連絡カードの利用を推進します。	保険健康課 (保健センター) 町民福祉課
妊娠期における健康管理	妊婦の健康診査の費用の一部を助成します。また、妊娠期における望ましい食生活、喫煙、飲酒等による胎児への影響などについて、母子手帳交付時又はマタニティカフェ等さまざまな場を活用して啓発や、小冊子等の作成・配布を行い妊婦相談も随時実施します。	保険健康課 (保健センター) 町民福祉課
妊産婦訪問指導	医療機関と連携して妊産婦健康診査及び妊産婦訪問指導等の充実に努めます。	保険健康課 (保健センター) 町民福祉課
育児パッケージ	第1子及び第2子を出産された方にベビー用品等の育児パッケージをプレゼントし子育てを応援します。	保険健康課 (保健センター) 町民福祉課
赤ちゃん訪問	誕生後2か月以内に家庭訪問をして早期に子育ての相談を実施し支援体制を充実します。	保険健康課 (保健センター) 町民福祉課
子育てアドバイザー	現在子育て中の保護者の育児不安や悩みを解消するために、育児相談に関わる子育てアドバイザーを養成します。	保険健康課 (保健センター)

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査	乳幼児の家族との関わりを深めながら、すべての乳幼児が健診を受けられるよう努めるとともに、発達の遅れがみられ療育支援が必要と思われる乳幼児や、子育てが困難な家庭を早期に発見できるよう、健診の充実を図ります。乳幼児健診の未受診家庭の把握に努め、フォロー体制の充実を図ります。	保険健康課 (保健センター)
2歳児歯科検診	2歳児を対象に身体測定、歯科診察、歯みがき相談(ブラッシング指導、フッ素塗布)、育児相談及び栄養相談などを行います。	保険健康課 (保健センター)
育児相談	子育てに対する相談や子どもの身長・体重測定等を実施します。	保険健康課 (保健センター) 町民福祉課
歯科保健	妊娠中から学童期までにおける歯科保健指導の充実に努めます。	保険健康課 (保健センター) 町民福祉課
マタニティカフェ	妊婦歯科相談を開催し、妊娠中の歯の健康管理や歯科健診、妊婦交流を行います。また、出産と育児についての話や、行政情報の提供など、町ならではの特色を生かしたマタニティカフェの取り組みに努めます。	保険健康課 (保健センター) 町民福祉課
離乳食実習	離乳食実習を開催し、栄養士の指導のもと、調理実習を行い、食べさせ方から離乳食を進めていく上での相談、身長、体重測定、育児相談を行います。	保険健康課 (保健センター) 町民福祉課
乳幼児の事故防止の推進	乳幼児の事故防止に向けた意識啓発(パンフレットの配布)や、保育所(園)、幼稚園の保護者への情報提供に努めます。 また、母子愛育会等による救急救命講習会を実施します。	保険健康課 (保健センター) 町民福祉課
不妊に対する支援	県及び関係機関と連携を図りながら、不妊治療の正しい情報の提供や安心して相談できる環境づくりを進めます。	保険健康課 (保健センター)
ブックスタート	赤ちゃん訪問時、6か月児健診に絵本を配布します。6か月児健診ではボランティアによる絵本の読み聞かせを行い、読み聞かせや親子のふれあいを学ぶ場を提供します。 また、各種健診に親子のふれあい事業を拡大し内容の充実に努めます。	保険健康課 (保健センター)
予防接種	未接種にならないよう、家庭や小・中学校との連携を深めて推進します。	保険健康課 (保健センター)
小児医療	子どもが生まれ育つ上で、急病や怪我などの緊急時に安心して受診できるよう、埼玉県救急電話相談(#7119)と休日急患診療所を周知するとともに、小児救急医療体制を整備することが重要であることから小児医療の充実に努めます。	保険健康課 (保健センター)
中学生への保健教育	中学生に「思春期の過ごし方」の講話を行い、命の大切さを伝えていきます。	保険健康課 (保健センター) 町民福祉課

基本施策2 食育の推進

【現状】

◇生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事は重要であり、食は人間形成と家族の関係づくりの基本でもあることから、望ましい食習慣を身に付けていくことが大切です。

【施策の方向】

●乳幼児期からの正しい食事の取り方や安全・安心な食生活、望ましい食習慣の定着を図るため、食に関する学習の機会の場合や情報の提供に取り組みます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
食に関する学習・指導	学校栄養教諭による食に関する学習・指導や「保健だより」などによる啓発を充実するとともに、PTA活動と連携して家庭との情報交換に努めます。	学務課
学校給食等	学校給食については、地場産の食材を利用した安全な給食づくりを基本に、クラス間や異年齢間の交流を行い、また、保護者を対象にした給食試食会により理解を深めてもらうとともに、すでに保育所（園）で実施している食物アレルギーに対応した給食をさらに充実させることに努めます。	学務課
学校・保護者との連携	小児生活習慣病予防に向けてバランスのとれた食物の摂取ができるよう学校と保護者の連携に努めます。	保険健康課 (保健センター)
保育所（園）の菜園活動	保育所（園）の生活の中で子どもたちが菜園活動を行い、収穫を体験して食への興味関心を育てます。	町民福祉課

基本目標3 すべての児童が健やかに成長できる

基本施策1 児童虐待防止対策の充実

【現状】

- ◇本町では、子どもの虐待を防止し、健全な心身の成長を育むため、児童虐待の予防から早期発見・早期対応など総合的な支援を図れるよう地域の関係機関や団体の代表者などで構成する要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関等との連携により、地域全体が一体となって、児童虐待の防止に努めています。
- ◇親子を地域から孤立させないよう、地域の見守りに加え、交流や相談できる場の充実が一層求められています。

【施策の方向】

- 要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携した虐待防止の早期発見・予防に努め、また、地域の見守りによる発生予防や早期発見についても積極的に働きかけていきます。
- 養育支援の必要な子ども、保護者、妊産婦についても、各機関の機能に応じた役割分担を行い連携して、有効な支援を積極的に図っていきます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止ネットワークの推進	神川町要保護児童対策地域協議会を充実するとともに個別ケースの対策や総合的な対応に努めます。	町民福祉課
児童虐待の早期発見・早期対応	児童虐待に関して要保護児童の状況の把握や情報交換により、虐待等の予防、早期発見・早期対応に努めます。	町民福祉課

基本施策2 障がい児施策の充実

【現状】

- ◇本町では「神川町障害者計画・障害福祉計画（障害児福祉計画）」に基づき、乳幼児健康診査と保健指導などでの障がいの早期発見から、早期療育支援に努めるとともに、特別支援教育支援員を配した小中学校における特別支援教育など障がい児施策を展開しています。
- ◇障がいや発達に特別な支援が必要な子どもが、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制が必要となっています。

【施策の方向】

- 社会参加と自立を促進するため、発達段階や障がいの程度に応じた療育・教育環境を確保します。
- 関係機関との連携により早期発見、早期療育に取り組みます。また、障がい児をもつ子どもの保護者や家庭の負担の軽減を図ります。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
特別児童扶養手当の支給	身体又は精神に重い障がいがある 20 歳未満の児童を家庭で育てている方を対象に、特別児童扶養手当（所得制限あり）を支給します。	町民福祉課
療育体制の確立	障がい児の健やかな発育を促すため教育・保健・医療・福祉の各分野が連携して、障害児通所支援事業の推進や療育相談事業の実施に努めます。	町民福祉課
教育環境の充実	教育施設のバリアフリー化の推進に伴い、障がい児を受け入れ、ともに健やかな発育を促すため、教諭、保育士の重点的配置や臨時職員の雇用など人的確保に努めます。	学務課
移動支援事業	障がい者（児）で外出等に支援が必要と認められた方が、社会生活に必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援します。	町民福祉課

基本施策3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状】

◇本町では、現在、母子家庭や父子家庭の子どもの健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた、経済的支援を中心に行っていますが、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、相談体制の確立を含めた総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

【施策の方向】

- 自立に向けた支援や相談体制の充実を図ります。
- 親子の暮らしの安定を支援するため、経済的な援助制度の普及に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
相談・指導体制	ひとり親家庭の自立支援のための相談や指導体制を整備します。	町民福祉課
就労対策	ひとり親家庭の経済的自立を助長するため就労を支援します。	町民福祉課
各種行事への参加	ひとり親家庭の社会参加やレクリエーション活動を促進します。	町民福祉課
児童扶養手当の支給	父母の離婚など児童扶養手当の要件に該当する18歳未満の児童を養育している方に児童扶養手当(所得制限あり)を支給します。	町民福祉課
母子及び父子並びに寡婦資金の貸付	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方が経済的に自立し、安定した生活ができるように、また、扶養している子どもの福祉増進のために生活資金や就学資金などの貸付けを行い、福祉資金の制度の普及と相談活動を推進します。	町民福祉課
交通遺児援護金・援護一時金の給付	埼玉県交通安全対策協議会では、交通遺児の援護を目的として寄せられた善意の寄付金を援護金及び援護一時金として交通遺児等に給付しています。	総務課

基本目標4 青少年がたくましく育ち、人への思いやりをはぐくむ

基本施策1 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進

【現状】

- ◇子どもの一人ひとりの個性と能力を伸ばし、豊かな人間性を培う教育を実現することが望まれています。
- ◇いじめや不登校、少年少女による凶悪犯罪の発生などが社会問題化してきており、改めて子どもとの関わり方が問われています。

【施策の方向】

- 子どもの一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を推進します。
- いじめや不登校などに対する相談体制の充実を図ります。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
幼児教育の環境整備	幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、家庭と連携を図りながら、季節の行事やさまざまな体験活動により、子どもたちの健やかな発育に努めます。	町民福祉課 学務課
子どもの健康の増進(学校における保健活動)	アレルギー性疾患、う歯(虫歯)の増加、視力の低下など子どもたちの健康課題を改善できるよう、学校保健委員会、生徒指導委員会及びPTAの活動を支援します。	学務課
子どもの体力向上	体育の授業、運動部、スポーツ少年団活動の活動を活性化させ、子どもたちがスポーツに親しみ心身の健全な発達に努めます。	学務課 生涯学習課
人権教育の推進	子どもたちの一人ひとりの人権意識の高揚を図り、自他ともに大切にできる心を育てしっかりと人権教育を推進します。	学務課 生涯学習課
完全学校週5日制への対応	学校週5日制に伴う各種事業(講座)を実施するとともに、生活・自然・社会体験活動や文化・スポーツ活動などの学習活動を推進します。	生涯学習課
職場体験学習(社会体験チャレンジ事業)	中学生の「職場体験学習(社会体験チャレンジ事業)」の受け入れ企業の拡充を図り、多様な体験の場の確保と学習内容の充実に努めます。	学務課
体験農園の整備	学校教育の一環として体験農園を整備します。	学務課
教職員の資質向上	現状の幼・小・中一体となったオール神川体制の教職員研修や講演会を継続し、教職員の資質の向上に努めます。	学務課
教科外活動の活発化	児童・生徒の個性と豊かな人間性を育てるため課外活動を推進します。	学務課
就学援助費	経済的な理由により高等学校等へ就学が困難な者に学資を貸付け、有用な人材を育成します。	学務課
思春期教育	性教育の重要性にかんがみ、学校及び保護者の認識を高めるとともに、思春期教育の内容の充実に努めます。	学務課

事業名	事業内容	担当課
子どもの心の悩みへの対応	子どもたちが悩みごとを気軽に相談できるようスクールカウンセラーの派遣やさわやか相談員の資質の向上に努めます。 また、子育てや子どもの学習等に関する教育相談活動を充実するとともに、電子メールなどを活用して気軽に相談できる体制をつくります。	学務課

基本施策 2 家庭や地域の教育力の向上

【現状】

- ◇家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながら子どもの成長を支援する地域の教育力の向上が求められています。
- ◇今後も、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行い、家庭における教育力と地域の教育力の向上を図る必要があります。

【施策の方向】

- 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習や情報提供に努めます。
- 地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大、地域の人材の発掘と活用に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
家庭教育・社会教育等の連携	家庭や地域における教育機能を生かし、子どもの生きる力の育成に向けて、地域に根差した連携を強化します。	生涯学習課
家庭教育学級	子どもの健全な育成を目指して、幼稚園・小中学校・PTAとともに家庭教育学級を開催します。	生涯学習課
地域環境の改善	学校及び警察と連携するとともに、地域の協力による「埼玉県青少年健全育成条例」に基づいた青少年の健全育成に望ましい地域環境づくりに努めます。	町民福祉課
子どもの健全な発育への支援体制	保健センター、保育所（園）、幼稚園及び小学校が連携し、一人ひとりの子どもの心身の状況に応じた総合的・継続的な保育・教育体制をつくります。	町民福祉課
青少年の健全育成活動	青少年育成委員会、青少年町民会議、青少年育成推進員、青少年相談員、保護司、更生保護女性会、民生委員・児童委員と町行政、教育委員会及び学校が連携して青少年育成の地域活動を推進します。	町民福祉課
青少年健全育成組織の育成	学校やPTA、地域の団体等との連携を強化して、青少年の健全育成組織の育成に努めます。	町民福祉課
青少年の社会参加の促進	青少年が社会の一員として自覚をもち、地域活動や団体活動に参加するよう、リーダーや指導者の育成や情報の提供などの条件整備に努めます。	町民福祉課
非行防止活動の推進	不健全な娯楽や有害図書など、青少年にとって有害な環境の排除に努めるとともに地域ぐるみの環境浄化活動を促進し、非行防止に努めます。	町民福祉課
青少年の就業意識の啓発	青少年の特性を生かし、自分に適した職業に就くことにより自己実現が図れるよう国・県と連携して取り組みを進めます。	町民福祉課

基本目標5 子どもが安全に暮らせる環境がある

基本施策1 子どもの安全の確保

【現状】

- ◇地域防犯活動において、事件、事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法など迅速な情報の伝達が不可欠となっています。
- ◇保育所（園）、幼稚園、学校、警察、自治会、自主防犯組織、各家庭などが連携し、必要な情報が隅々まで行き渡る体制を作り上げることが不可欠となっています。加えて、子どもを対象とした防犯講習の開催を通じて、防犯意識のさらなる醸成を図るとともに、地域での声かけなど自主防犯対策の啓発と日々の実践が求められています。

【施策の方向】

- 自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯体制を構築します。
- 不審者情報など、いち早く関係機関に周知する必要があるものについては、情報の迅速性を高めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
交通安全教育の推進	児玉地区交通安全協会、高齢者交通安全教育指導者、交通安全母の会、交通指導員、児玉警察署等と連携して交通事故防止のキャンペーン、啓発活動や交通安全教室を推進します。	学務課
子ども110番の家・下校ボランティアと見守り活動	子ども110番の家を児童・生徒に周知して、受け入れ家庭及び事業所等の協力を促進します。また、安全マップの作成や下校ボランティアによる見守り活動、防犯ブザーの配布を行い学校、家庭及び地域で連携して子どもの安全を確保します。	学務課
パトロールの実施	青少年育成推進員、主任児童委員及び自主防犯組織等によるパトロールを実施するとともに、PTA、警察、地域との連携による防犯・安全確保に努めます。	町民福祉課

基本施策2 子育てを支援する生活環境の整備

【現状】

- ◇道路や公園、交通機関、公共的施設など、子どもや子ども連れの家族、障がいのある子どもたちをはじめ、誰もが安心して、快適に外出できる環境づくりが求められています。
- ◇まちづくり全般において、子どもの視点や子育て家庭の視点からの取り組みがなされ、さらに、町全体が子育てを応援する意識の醸成が求められています。

【施策の方向】

- 子どもや子ども連れにやさしい道路の整備に努めます。
- 子どもや子ども連れにも安心して利用できる公共交通機関の充実に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
道路交通環境の整備	子どもから高齢者、障がい者の安全で良好な交通環境を確保するため、住宅地や学校の周辺における歩道の整備やスクールゾーンなど効果的な交通環境の整備を検討します。	建設課
住宅整備	良好な住宅地の開発、誘導に努め、健康や環境に配慮した質の高い住宅建設を推進します。	建設課
防犯灯の設置	安心、安全のまちづくりのため必要な箇所に防犯灯を設置します。	防災環境課

第 6 章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、0歳から就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及するとの国の方針に従い、新たな教育・保育事業者の参入にあたっては、認定こども園の整備が進むよう取り組んでいきます。

(2) 施設、事業者等との連携方策

①教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

保護者が働いているか否かにかかわらず、0歳から就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及するとの国の方針に従い、新たな教育・保育事業者の参入にあたっては、認定こども園の整備が進むよう取り組んでいきます。

②幼稚園、保育所（園）、小学校の連携

乳幼児期の発達は連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、子どもの発達の過程や健康状況等を記録した情報を、個人情報であることを十分に留意した上で情報共有できるよう取り組んでいきます。また、保育所（園）、幼稚園、小学校の交流や幼稚園教諭と保育士の合同研修を行います。

2 関係機関等との連携

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など多岐の分野にわたります。このため市内関係機関等との連携・協働を図りながら子育て支援に努めます。また、国や県、近隣市町村とも連携して、施策の推進にあたります。

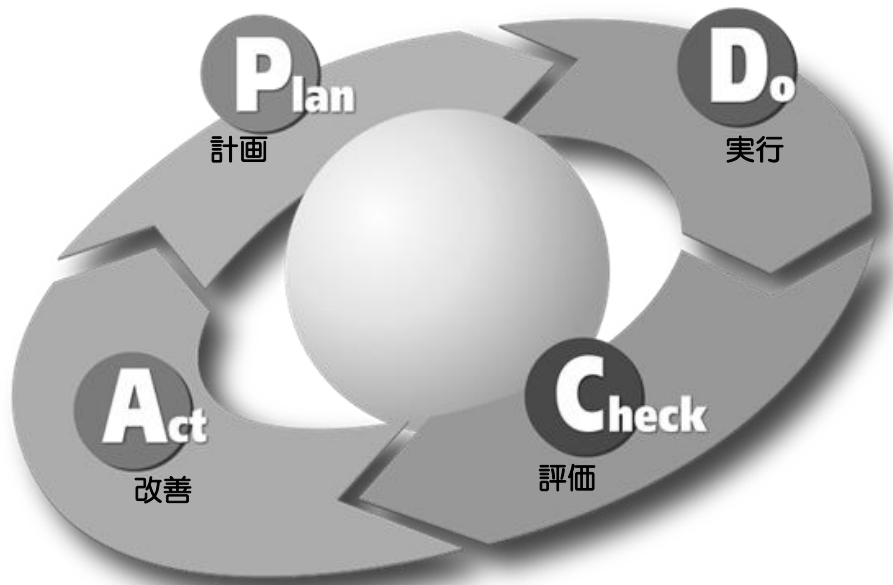
3 計画の進捗・評価

計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

計画の進行管理は、町民福祉課が中心となり、計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取り組みの改善につなげていきます。計画に基づく子育て施策の推進にあたっては、さまざまな社会状況などを踏まえながら、「PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACT（改善）」を行うことにより目標の実現を目指していきます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。

■PDCAサイクル





資 料 編

資料編

1 神川町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第2条に定める基本理念に則り、家庭、学校、地域、職域その他子ども・子育てに係る関係者の子育て支援を、法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画により、総合的かつ効果的に推進するため、法第77条第1項の規定に基づき、神川町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体からの推薦を受けた者
 - (3) 子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者
 - (4) 行政機関
 - (5) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の定数は15名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(傍聴の取扱い)

第7条 会議は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、町民福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町民福祉課長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年11月1日から施行する。

2 神川町子ども・子育て会議開催経過

開催年月日	内容
令和元年度	
7月18日	・第2期神川町子ども・子育て支援事業計画について ・丹荘保育所整備事業について
10月30日	・第2期神川町子ども・子育て支援事業計画について
12月20日	・第2期神川町子ども・子育て支援事業計画について
1月15日～2月14日	・パブリック・コメント

3 神川町子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属機関等	備考
	神川町PTA連合会長	
	主任児童委員	令和元年 11月30日まで
	主任児童委員	令和元年 11月30日まで
	主任児童委員	令和元年 12月1日から
	主任児童委員	令和元年 12月1日から
	神川町保育連絡協議会長	委員長
	渡瀬保育園長	
	神川町学童保育代表	
	丹荘保育所保護者会長	
	青柳保育所保護者会長	
	渡瀬保育園保護者会長	
	神川幼稚園PTA会長	
	神川町小中学校長会代表	
	神川町社会福祉協議会	副委員長
	町民福祉課子育て支援担当保健師	

第2期神川町子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

発行 令和 年 月
企画・編集 神川町 町民福祉課
〒367-0292
埼玉県児玉郡神川町大字植竹 909
TEL 0495-77-2111
<http://www.town.kamikawa.saitama.jp/>
